

毎週火、金曜日発行(但休日等を除く) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇訓令 被服の交付及び使用に関する規程
◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

訓 令

鳥取県訓令第十号

被服の交付及び使用に関する規程を次のように定める。

昭和三十九年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

被服の交付及び使用に関する規程

(目的)

第一条 この訓令は、職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)別表第九号の

職に従事する職員に係る被服の交付及び使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象、品目等)

第二条 被服の交付を受ける職員の職並びに被服の品目、使用期間及び形状は、別表のとおりとする。

(他の用途への使用禁止)

第三条 被服を使用する職員(以下「使用者」という。)は、交付の対象となつた職の職務に従事する場合のほか、交付を受けた被服を着用してはならない。

(使用及び保管)

第四条 使用者は、被服を常に清潔にする等その保全に留意しなければならない。

2 被服の保全に要する経費は、使用者の負担とする。

(事故報告)

第五条 使用者は、鳥取県物品事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号。以下「規則」という。)第四十六条第一項の規定により事故報告をしようとするときは、被服事故報告書(様式第一号)を所屬の長

を経て知事に提出しなければならない。
(返戻)

第六条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、被服返戻書(様式第二号)に被服を添えて当該該当することとなつた日から七日以内に返戻しなければならない。

- 一 被服の使用期間が経過した場合
- 二 使用者が退職し、休職し、専従休暇の承認を受け、又は出向、配置換若しくは転職を命ぜられた場合

(被服管理簿)

第七条 所属の長は、被服管理簿(様式第三号)を備え、被服の交付状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 所属の長は、使用者が配置換となつたことにより規則第二十七条の規定による保管換の手続をするときは、前項の被服管理簿を添えてしなければならない。

附則

1 この訓令は、昭和三十九年七月二十日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に被服の交付を受けている者は、この訓令の相当規定により被服の交付を受けたものとみなす。

3 次の各号に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 鳥取県守衛制服規程(昭和二十八年七月鳥取県訓令第十四号)
- 二 鳥取県運転手等被服貸与規程(昭和三十二年四月鳥取県訓令第四号)
- 三 鳥取県道路手作業用被服貸与規程(昭和三十三年五月鳥取県訓令第二号)
- 四 鳥取県印刷所職員被服貸与規程(昭和三十三年八月鳥取県訓令第五号)

別表

職	品目	員数	使用期間(月)	形状
車庫長 車庫主任 副車庫長 自動車整備士 運転手	作業服(上衣及びズボン) 長靴(ゴム半長) 手袋(軍手)	二 一 三	三六 二四 二二	図のとおり
守衛長 副守衛長 守衛	冬服(上衣及びズボン) 夏服(上衣及びズボン) 帽子 外とう 短靴(ズック) 長靴(ゴム半長) ネクタイ	一 一 一 一 一 一 一	三六 三六 六〇 六〇 二四 二四 四八	図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり
交換室長 印刷技手長 印刷技手	作業服(上衣)	二	三六	図のとおり
技工	作業服(上衣及びズボン)	二	二四	図のとおり
	作業服(上衣及びズボン)	二	二四	図のとおり

昇降機手	調理士	ボイラ技士	道路手
作業服(上衣及びズボン) 手袋 短靴(皮) 夏服(上衣及びスカート) 冬服(上衣及びスカート)	前掛(ゴム) 手袋(ゴム) 長靴(ゴム半長) 帽子	手袋(軍手) 白衣(上衣)	地下足袋 長靴(ゴム半長) 雨合羽(上衣、ズボン及び頭布) 手袋(軍手) 手袋(ゴム) ゲートル
二	一 一 一 一 一	五 二	一 一 五 一 一 二
二四	一一 三六 三六 三六	一一 二四	二四 一一 二四 二四 二二
図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり

業手(畜産関係)	業手(蚕糸関係)
帽子 地下足袋 長靴(ゴム半長) 雨合羽(上衣、ズボン及び頭布) 手袋(軍手) 手袋(ゴム) ゲートル	作業服(上衣及びズボン)(男) 作業服(上衣及びズボン)(女) 短靴(ズック)(女) 長靴(ゴム半長)(男) 手袋(ゴム) 前掛(ゴム)(男) 前掛(棉)(女)
一 一 五 一 一 二 一	二 二 一 一 一 二 二 二 一 二
二四 一一 一一 二四 二四 一一 一一	二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四
図のとおり	図のとおり

01049

販売員	検査助手	寮母
作業服(上衣)	白衣	白衣(上衣)
二	二	二
三六	二四	二四
図のとおり		図のとおり

01039

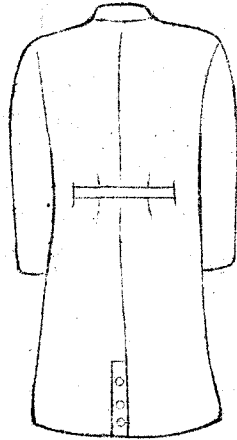
用務主任	看護助手	炊事夫	常農夫
手袋(軍手) 短靴(ズック) 帽子	白衣 帽子	前掛(ゴム) 手袋(ゴム) 長靴(ゴム半長) 帽子	帽子 地下足袋 長靴(ゴム半長) 両合羽(上衣、ズボン及び頭布) 手袋(軍手) 手袋(ゴム) ゲートル
三	二 二	一 一 一 二 二	一 一 五 一 一 二 一
二二 二二 二四	二四 二四	二二 二二 二四	二四 二二 二二 二四 二四
図のとおり	図のとおり	図のとおり	図のとおり

01042

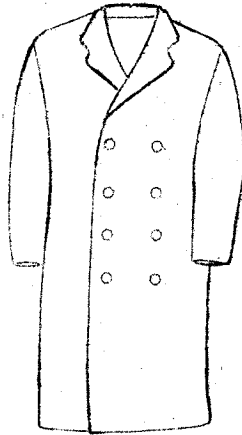
9 昭和39年7月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第49号 (第3種郵便物認可)

外 と う

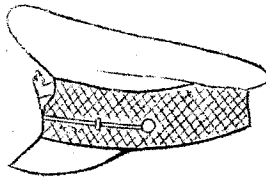
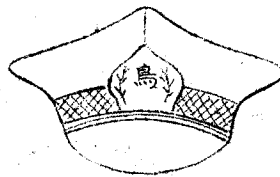
後 面



前 面



帽 子



帽 章

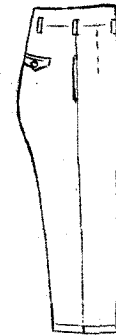


01041

昭和39年7月20日 月曜日 鳥取県公報(号外)第49号 (第3種郵便物認可) 8

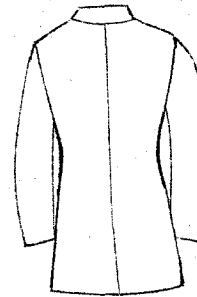
冬 服

ズボン

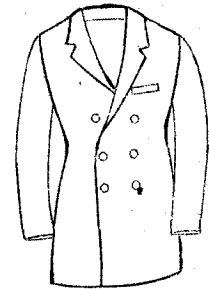


上 衣

後 面



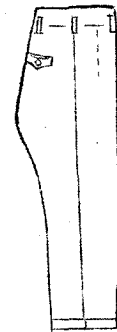
前 面



長 衛 守
長 衛 守
副 衛 守

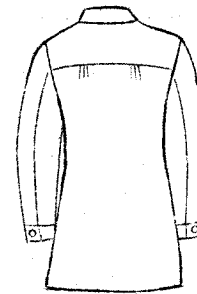
夏 服

ズボン

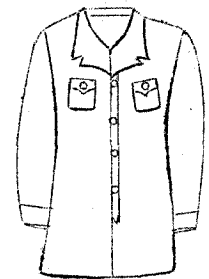


上 衣

後 面



前 面



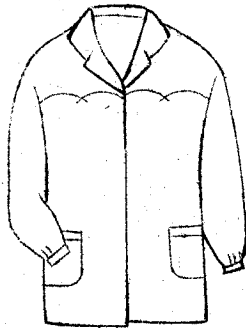
作業服

業手(蚕糸関係の女子)

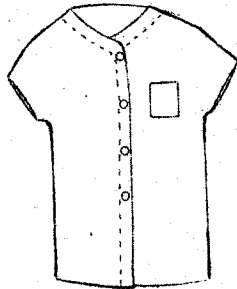
ズボン



上衣

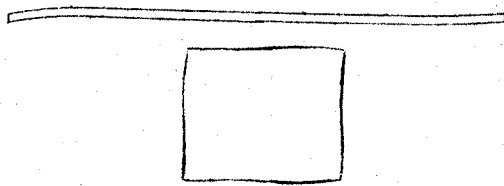


夏上衣



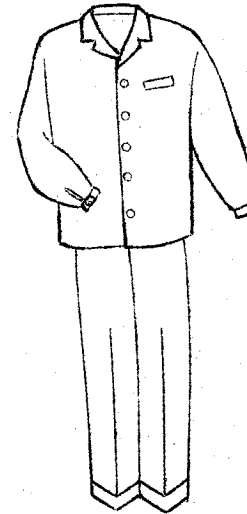
(ボタンはホック)

前掛



作業服

上衣及びズボン
(男子)

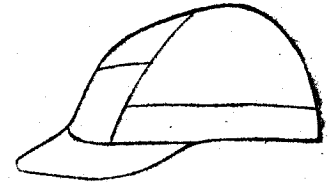


上衣及びズボン
(女子)



車庫長
車庫主任
副車庫長
自動車整備士
運転手
印刷技手長
印刷技手
技工
業手(畜産関係)
業手(蚕糸関係)
(ただし女子は除く)
道路手
ボイラ技士
常農夫
用務主任
用務員

帽子



帽章



帽子



道路手

業手(畜産関係)
常農夫
用務主任
用務員

様式第1号

被服事故報告書

鳥取県知事 氏 名 殿

年 月 日

所属課所名

職 氏 名 ㊦

下記被服を 年 月 日 忘失/損傷 しましたので、鳥取県物品事務取扱規則
第46条第1項の規定により報告します。

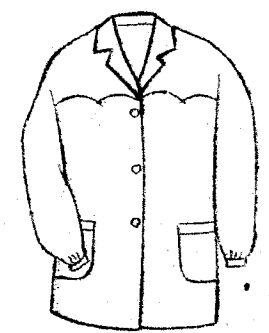
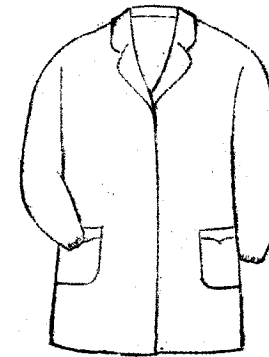
職の区分

品 目	大きさ (号数)	員 数	忘 失 損 傷 の 理 由

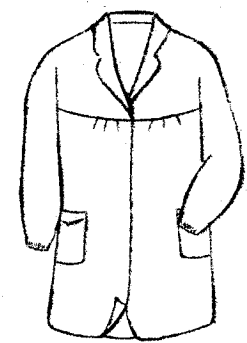
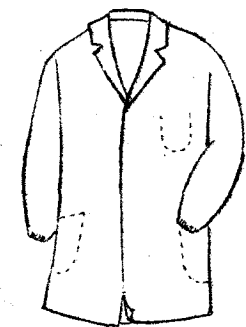
所属の長の調査意見

所属の長 職 氏 名 ㊦

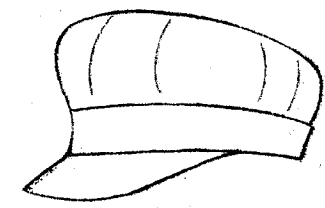
販売員 上衣 交換室長 交換手



白衣 (男子) (女子)



調理士 炊事長 夫人



帽子

調理士 炊事長 夫人

市道今町裁判所線 鳥取市今町一丁目六八番地地先から同市今町二丁目四〇番地地先までの間	一七〇メートル	右	同	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(軽車両を除く。)(の)の通行を禁止する。
市道今町裁判所線 鳥取市瓦町二〇五番地地先から同市西町三丁目一〇一番地地先までの間	一、〇二〇メートル	右	同	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(軽車両を除く。)(の)の通行を禁止する。
一級国道五三三号線 鳥取市東品治町一三三番地地先から同市上魚町三五番地地先までの間	六九〇メートル	右	同	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(軽車両を除く。)(の)の通行を禁止する。
県道鳥取国府線 鳥取市東品治町一七七一番地地先から同市吉方二六九番地地先までの間	六〇〇メートル	右	同	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(軽車両を除く。)(の)の通行を禁止する。
県道西町鳥取停車場線 鳥取市今町一丁目二五番地地先から同市今町一丁目一四九番地地先までの間	一三〇メートル	右	同	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(軽車両を除く。)(の)の通行を禁止する。
市道火災復興第八号線 鳥取市川端一丁目六〇番地地先から同市川端二丁目五二番地地先までの間	二五〇メートル	右	同	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(軽車両を除く。)(の)の通行を禁止する。
県道鳥取港線 鳥取市賀露町一、五三九番地地先から同市賀露町一、五二五番地地先までの間	二七〇メートル	右	同	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(軽車両を除く。)(の)の通行を禁止する。
県道網代若美停車場線 岩美郡岩美町大字浦富七一の一四番地地先から同地内一、〇三六の六番地地先までの間	二〇〇メートル	右	同	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(軽車両を除く。)(の)の通行を禁止する。

市道道笑町灘町線米子市法勝寺町七〇番地地先から同市東倉吉町四六番地地先までの間	同上	同上区間午前十時から午後六時まで車両(軽車両を除く。)(の)通行を禁止する。
米子市管理にかかる皆生温泉遊歩道米子市皆生一、八六〇番地地先から同市皆生二、〇五〇番地地先までの間	同上 三九八メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)(の)通行を禁止する。
市道鍛冶町一丁目二丁目線倉吉市鍛冶町一丁目二、七七八番地地先から同市鍛冶町一丁目二、九〇二番地地先までの間	同上 二四〇メートル	同上区間午前七時から同九時までの間車両(軽車両を除く。)(の)通行を禁止する。
市道境停車場線境港市中町五九番地地先から同市東町二〇番地地先までの間	同上 二一〇メートル	同上区間車両(大型自動車)の通行を禁止する。

6 駐車禁止

6の項を次のように改める。

改める。

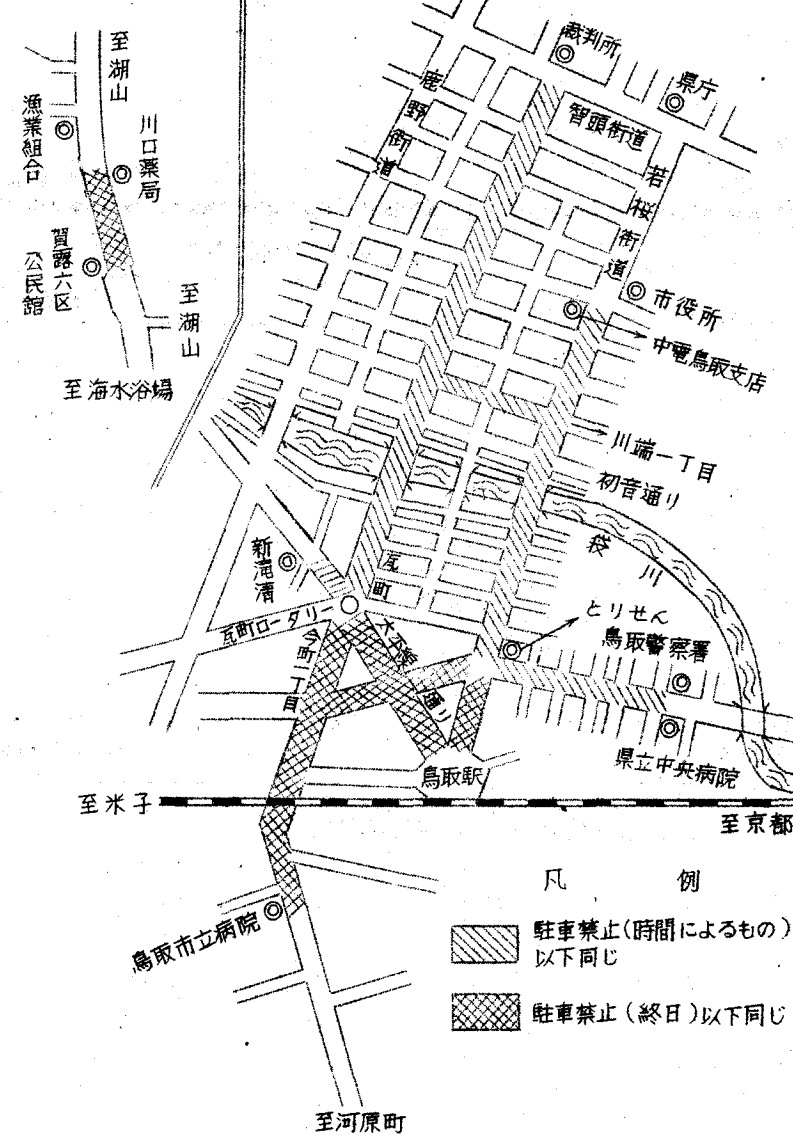
場 所	区 間	制 限 の 方 法
一級国道五三三号線 鳥取市東品治町一三三番地地先から同市今町一丁目六番地地先までの間	六〇〇メートル	同上区間車両(自転車を除く。)(の)駐車を禁止する。
県道鳥取停車場線 鳥取市東品治町五八の一三番地地先から同市東品治町一一五の二三番地地先までの間	一八〇メートル	同上
県道西町鳥取停車場線 鳥取市今町二丁目一五二番地地先から同市瓦町二〇三番地地先までの間	二六四メートル	同上

県道羽合上井停車場線 倉吉市上井三三の八番地地先から同市上井三三の一番地地先までの間	一五〇メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(7)の区間駐車禁止
県道津山倉吉線 倉吉市宮川町一六番地地先から同市新町三丁目一〇八三番地地先までの間	一、一〇〇メートル	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(7)の区間駐車禁止
市道車尾茶町線二級国道岡山松江線 米子市茶町六五番地地先から同市博労町二丁目一六番地地先までの間	一、〇五〇メートル	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(8)の区間駐車禁止
市道道笑町線、市道道笑町旧国道線 米子市道笑町一丁目一一番地地先から同市尾高町一五番地地先までの間	八五〇メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(8)の区間駐車禁止
市道朝日町通り線 米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	三六〇メートル	右 同
一級国道九号線 米子市加茂町二丁目五番地地先から同市角盤町二丁目一番地地先までの間	六〇〇メートル	右 同
県道米子停車場線 米子市明治町四〇番地地先から同市加茂町二丁目五〇番地地先までの間	七〇〇メートル	右 同
二級国道岡山松江線 米子市境線米子市柁町二丁目一番地地先から同市上後藤三〇番地地先までの間	三、一〇〇メートル	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(8)の区間駐車禁止

市道茶町祇園町線 米子市茶町二番地地先から同市大工町二番地地先までの間	三四〇メートル	右 同
市道立町三、四丁目通り線 米子市薬町一丁目二五番地地先京橋から同市立町四丁目一九番地地先までの間	一、一六〇メートル	右 同
市道東町通り線 米子市東町一〇五番地地先から同市法勝寺町四四番地地先までの間	三二〇メートル	同上区間午前七時三十分から午後六時までの間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(8)の区間駐車禁止
市道市役所横瀬町橋線 米子市中町二〇番地地先から同市中町八七番地地先までの間	二九〇メートル	同上区間午前七時三十分から午後六時までの間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(8)の区間駐車禁止
市道加茂川筋線 米子市東倉吉町八一番地地先から同市紺屋町一一九番地地先までの間	一九〇メートル	同上区間午前七時三十分から午後六時までの間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(8)の区間駐車禁止
県道米子石見新見線 米子市道笑町二丁目二〇〇番地地先から同市末広町一四番地地先までの間	五〇〇メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)は米子駅側のみ駐車を禁止する。別図(8)の区間駐車禁止
市道万能町通り線 米子市明治町九番地地先から同市道笑町二丁目一三三番地地先までの間	三〇〇メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)は米子警察署側のみ駐車を禁止する。別図(8)の区間駐車禁止
県道米子大山線 西伯郡大山町大字大山四五の四番地地先から同地内二五番地地先までの間	一五〇メートル	同上区間車両の駐車を禁止する。別図(8)の区間駐車禁止

別図(5) 鳥取市市街地界図

(賀露町地内)



凡 例
 駐車禁止(時間によるもの)
 以下同じ
 駐車禁止(終日)以下同じ

改める。

別図(4)の次に別図(5)、別図(6)、別図(7)、別図(8)、別図(9)及び別図(10)として次のように加える。

〃	日南町大字生山七二四番地地先	二	国鉄生山駅前
〃	鳥取市湖山町二、九五六番地地先	一	近藤 康弘方前
〃	鳥取市湖山町一、二一〇番地地先	一	浜下 玉蔵方前
〃	鳥取市湖山町一、二四一番地地先	一	山根卯七郎方前
〃	鳥取市湖山町七八三の四番地地先	一	山下 末治方前

8の項中

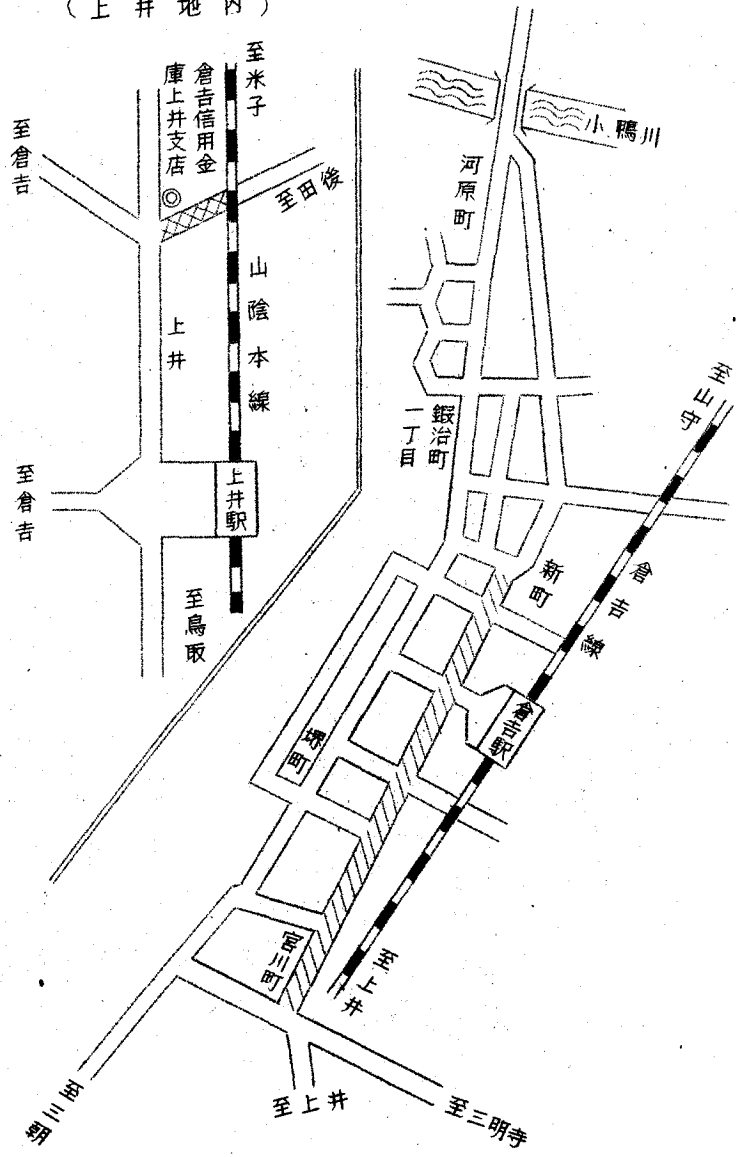
市道境停車場線 境港市中町五九番地地先から同市本町二〇番地地先までの間	二二〇メートル	別図(9)の区の間駐車禁止
二級国道岡山松江線 日野郡日野町大字根雨一三五番地地先から同地内二〇七の一番地地先までの間	六九メートル	同区間車両(二輪の自動車、原付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(10)の区の間駐車禁止

に を

01058

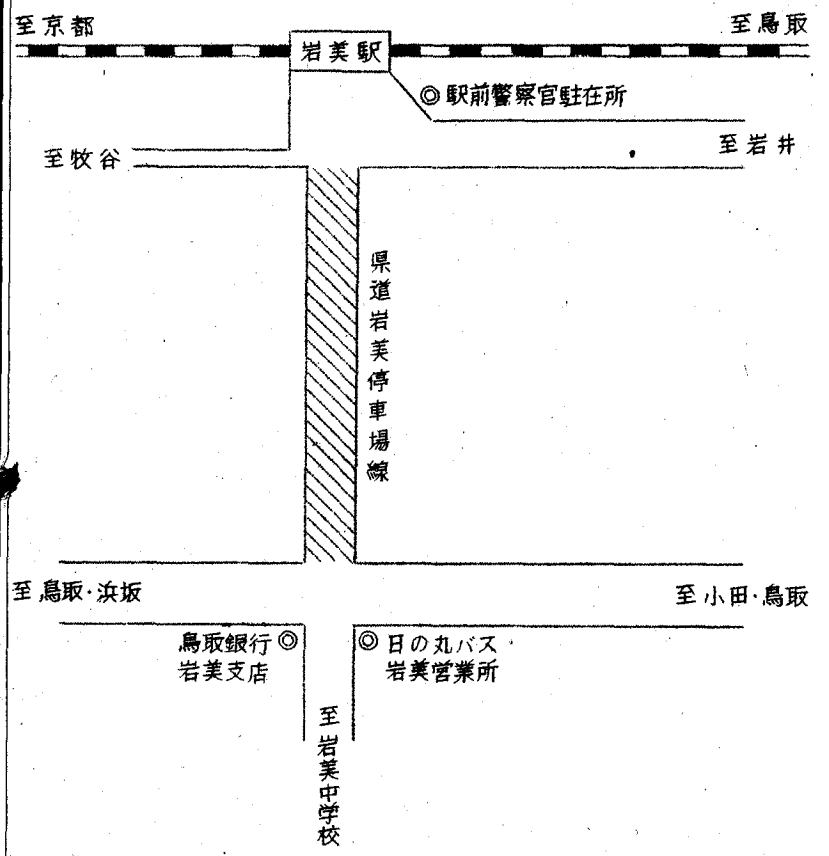
別図(7) 倉吉市市街地畧図

(上井地内)

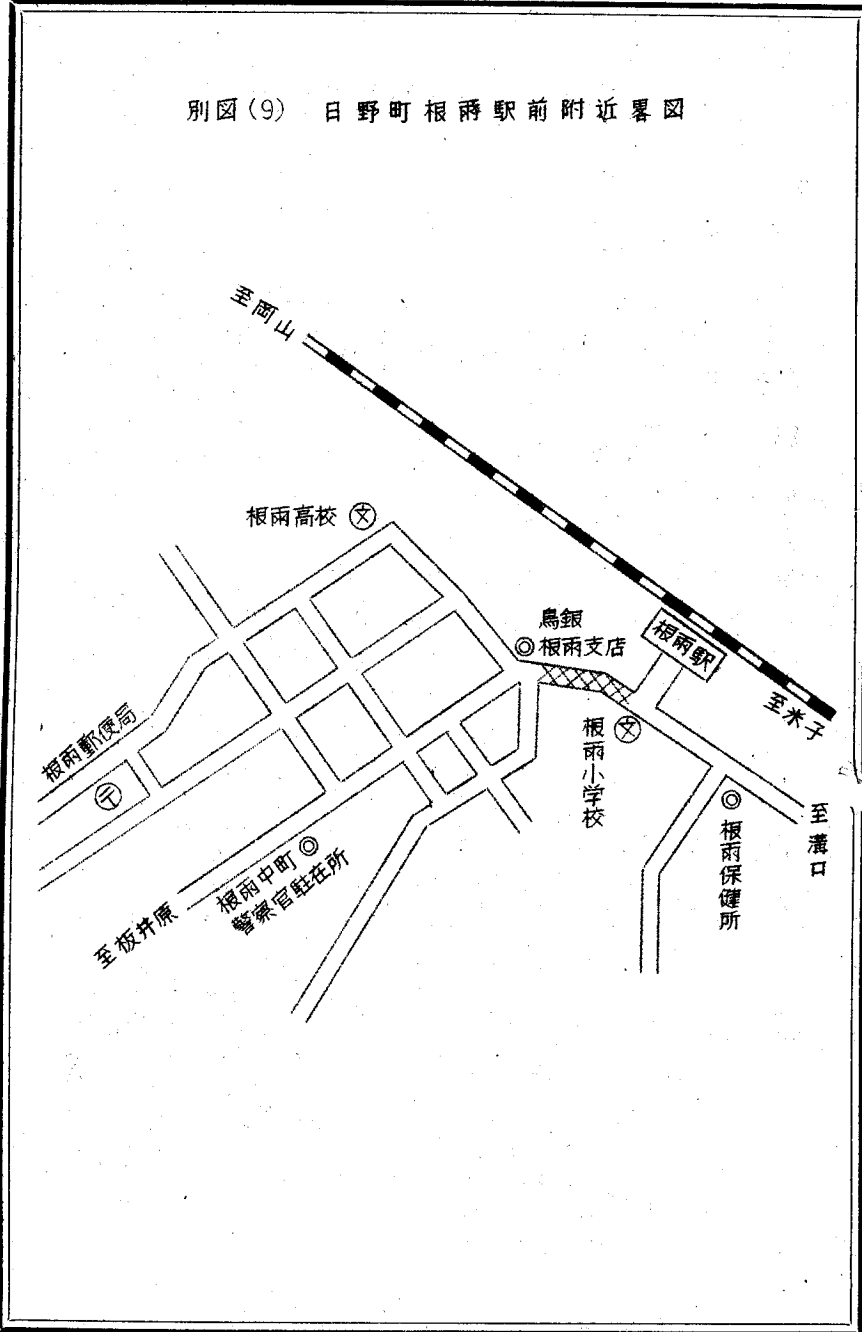


01057

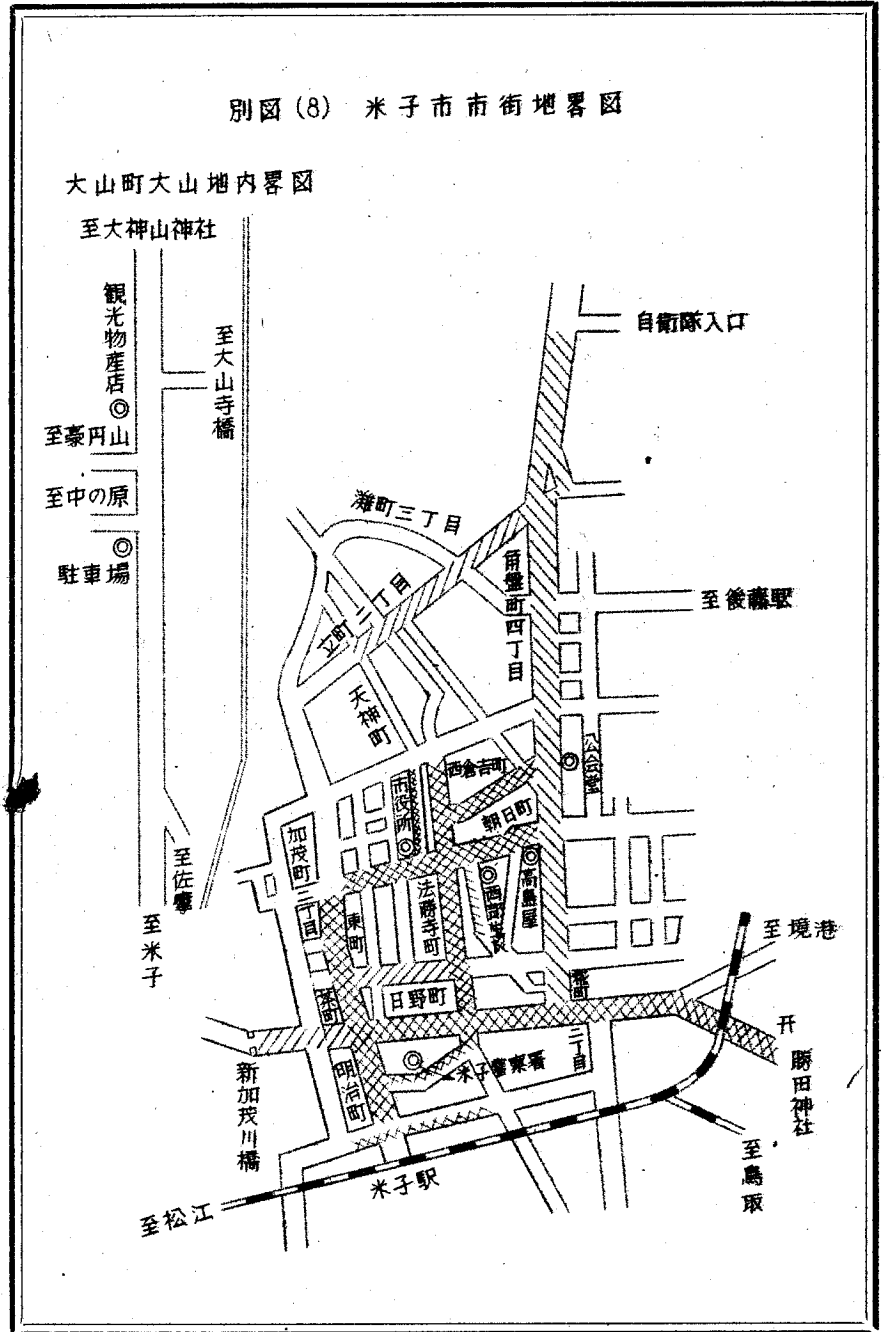
別図(6) 岩美町浦富地区畧図



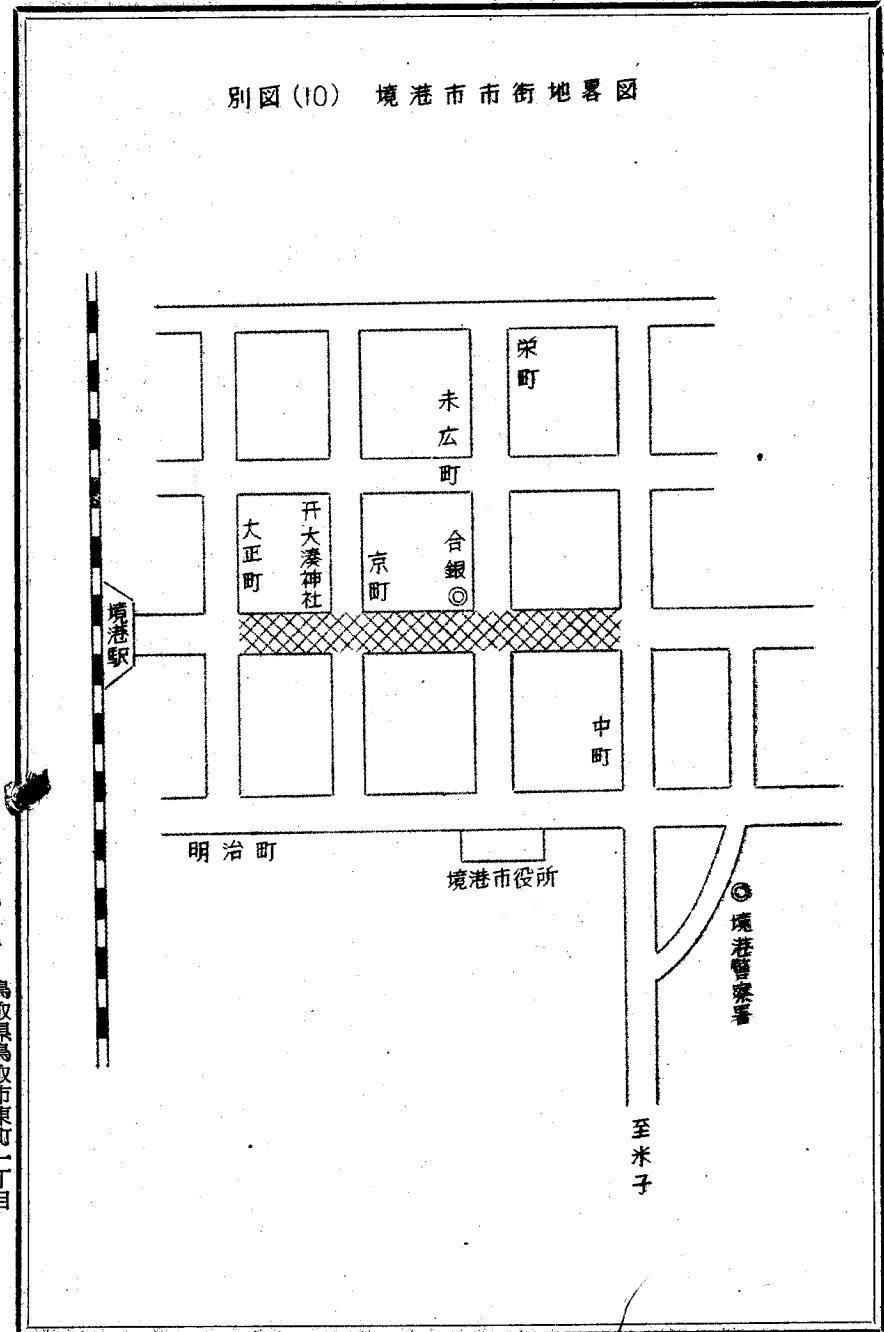
別図(9) 日野町根雨駅前附近畧図



別図(8) 米子市市街地畧図



別図(10) 境港市市街地畧図



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 (定価) 一部 月極 二五〇円(送料共)
 印刷所 鳥取県